



法改正への懸念を訴える。

全自交労連は、国土交通省が今国会に提出を予定している「地域公共交通活性化再生法」及び「道路運送法」の改正案に対し、ハイタク労働者の視点から懸念される点を、2月15日(水)衆議院第一議員会館で立憲民主党の国土交通部会から受けたヒアリングの中で訴えた。

全自交労連を代表して溝上中央執行委員長は「今後の地域公共交通を検討する上で重要なのは、地域のタクシー事業者といった既存の公共交通機関を活用する手段を、如何に確立するか。そのためには国による継続的な支援が必要だ。」と説明し、以下の点において改正法案審議において慎重に議論するよう要請した。

①自治体と事業者が一定の区域・期間について、交通サービス水準や費用負担等の協定を締結して行う「エリア一括協定運行事業」の創設において、対象となる事業者にハイタク事業者は含まれているのか。

②条件付きとは言え国土交通大臣への届出のみで運賃設定が可能な「協議運賃制度」の創設においては、総括原価方式の原則のもとで算定された認可運賃と、どの様に整合を図るのか。ハイタク事業者の収益性はどの様に担保されるのか。

また、現行の運賃ブロックと協議地域の範囲が一致しない場合、利用者は混乱するのではないか。

更に、これらの事を協議する際には現場で働く人の声を直接聞けるよう、ハイタク労働者の代表者を必ず地域協議会に参加させる仕組みの必要性を重ねて訴えた。

これまで地域住民の移動を必死の思いで担ってきたハイタクの仲間にとて、有益となる法改正でなければならない。

全自交労連は引き続き、関係議員らと連携しながらタクシーこそ地域公共交通の主役だと訴えていく。